

健康保険における特定保険料率の創設について

○特定保険料率創設の意義

新たな高齢者制度を創設し、世代間・保険者間負担の明確化・公平化を図っていく中で、

- ① 保険者の単位で見ると、後期高齢者医療制度や前期高齢者を多く抱える保険者等に対する支援を行うという趣旨の明確化を図るとともに、
- ② 被保険者の単位で見ると、各人が共同連帯の理念等に基づき、高齢者等に対してどの程度支援を行っているかについての理解を深める

といった観点から、一般保険料率について基本保険料率と区分して特定保険料率を創設したもの

○一般保険料率の構成

一般保険料率＝基本保険料率＋特定保険料率

- ・基本保険料率…加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率
- ・特定保険料率…後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、退職者給付拠出金及び病床転換支援金に充てるための保険料率

○特定保険料(率)の周知

特定保険料についての被保険者の理解を深めるため、

- ① 健康保険の保険者において、事業主に対し、一般保険料額の賦課に当たって、基本保険料額及び特定保険料額の内訳を示して賦課し、
- ② 事業主において、被保険者に対し、給与明細書に記載するなどして、基本保険料額及び特定保険料額の内訳を示して徴収する

ことが望ましい。

【参考 1】

○健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（平成 20 年 4 月施行後）（抄）

（被保険者の保険料額）

第一百五十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者
一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 （略）

2・3 （略）

（保険料率）

第一百六十条 （略）

2～10 （略）

11 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（政府が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

12 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

13 （略）

【参考 2】

○基本方針（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）（抄）

（2）具体的な方向

後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する。

新たな制度の保険者については、後期高齢者の地域を基盤とした生活実態や安定的な保険運営の確保、保険者の再編・統合の進展の状況等を考慮する。

なお、国保及び被用者保険からの支援については、別建ての社会連帯的な保険料により賄う。